

STOP セクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメント(セクハラ)とは、

相手を不快にさせる性的な言動のことで、相手や周囲の人が不快と感じる言動であればセクハラになり得ます。また、セクハラの原因は加害者にあり、被害者への責任転嫁や、言い訳は認められません。

加害者は、民事上の責任として不法行為に基づく損害賠償を請求されたり、強制性交等罪、強制わいせつ罪などの刑事罰に問われたりする場合もあるほか、社会的信用や地位、家庭を失うことにもなります。

職場におけるセクハラは、労働者の個人としての尊厳を傷つけるとともに、職場環境の悪化によって、労働者の能力の発揮を阻害するものです。企業にとっても、業務への支障や職場秩序の乱れ、社会的評価の失墜などの悪影響を与える重大な問題です。また、従業員が職務の中で第三者にセクハラを行った場合、加害者である社員とともに企業も損害賠償の請求を受けることもあります。

セクハラは、

「当事者間の問題」にとどまらず、 「企業全体の問題」である

ということを認識し、企業全体でセクハラ防止に取り組む必要があります。

1989年、セクハラを理由とした国内初の民事裁判が福岡で行われました。当時の日本にはセクハラという概念は定着していませんでしたが、その後セクハラに対する社会の意識も高まり、現在では、人権侵害の一つであると認識されるようになりました。

そうした状況のなか、男女雇用機会均等法が1997年に改正され、社員募集、採用、昇進などでの女性差別を禁止するとともに、女性に対するセクハラ防止に関する規定が整備されました。また、2007年4月1日には改正男女雇用機会均等法が施行され、セクハラ防止に関する規定を男性労働者にも適用し、男女双方への性による差別的取り扱いを禁止しています。

【あすばるライブラリー所蔵図書のご紹介】



- ①『部長、その恋愛はセクハラです！』牟田和恵(著)・集英社新書
- ②『壊れる男たち - セクハラはなぜ繰り返されるのか?』金子雅臣(著)・岩波書店
- ③『知らないって怖い! 職場のハラスメント』北九州市立男女共同参画センター・ムーブ(編集・制作)

＜自分の言動や意識チェックシート＞

セクシュアルハラスメントを防止するためには、働く一人ひとりが自分の言動に責任を持つ必要があります。

次のようなチェック表を使い、自分の言動や意識を点検し、この結果を基に職場の他の人と話し合ってみましょう。

(大阪府総合労働事務所編・発行『職場のセクシュアルハラスメント防止マニュアル』より引用)

| 以下のことがらについてどう思いますか？ | はい | いいえ |
|--|--------------------------|--------------------------|
| お茶は女性に入れてもらうほうがおいしいと思う。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 取引先の担当は男性が断然よい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 女性を愛称やちゃん付けで呼ぶのは何ら問題ない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 男性が小さなことでよくよするのはみっともない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 女性は制服を着用すべきだ。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 採用面接で、女性に「結婚しても働き続けるか」と聞くのは当然だ。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 男性は結婚して一人前だと思う。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 職場に若い女性がいると華やいでよい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 派手な化粧や服装は、わざわざ男性を挑発しているようなものだ。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 男性は誰でも性的なことを好むものだ。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 職場にヌードのポスターやカレンダーを貼ってもかまわないと思う。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 酒の席で女性が触られたとしても、多少のことは大目に見るべきだ。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 肩をもんであげるのはスキンシップのうち。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 女性の「ノー」は「イエス」の場合もある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 女性に隙があるからセクシュアルハラスメントを受けるのだと思う。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| セクシュアルハラスメントに敏感になりすぎると日常のコミュニケーションがぎすぎすしたものになると思う。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

どれもセクハラにつながりかねない言動です。
「はい」が多かった人は要注意です！

【相談先のご案内】こちらへご相談ください。

- | | |
|----------------|--------------|
| 福岡労働局雇用環境・均等部 | 092-411-4894 |
| 北九州労働者支援事務所 | 093-967-3945 |
| 福岡労働者支援事務所 | 092-735-6149 |
| 筑後労働者支援事務所 | 0942-30-1034 |
| 筑豊労働者支援事務所 | 0948-22-1149 |
| あすばる女性相談ホットライン | 092-584-1266 |



「あすばる」からのお知らせ

あすばるキャリアアップ・カレッジ 受講生募集

企業において、経営的な視点を持ち、意思決定の場に関わっていく女性の人材育成を目的とする女性リーダー育成事業「あすばるキャリアアップ・カレッジ」の受講生を募集します。

【実施期間】 平成30年8月～平成31年2月 全7回

【会場】 クローバープラザ（春日市原町3-1-7） 他

【対象】 県内企業に勤務し、経営を支え管理職として活躍が期待される女性

※募集受付開始は、6月上旬を予定しています。

詳細はあすばるホームページをご覧ください。

「あすばるフォーラム」企画団体募集

「あすばる男女共同参画フォーラム」で、男女共同参画社会の実現を目指し、講演会やワークショップなどの企画・運営を行うグループ・団体を募集します。あすばるといっしょにあすばるフォーラムを盛り上げてみませんか？

【申込期間】 6月上旬～7月1日(日)

【実施日】 あすばるフォーラム：11月24日(土)

あすばるフォーラム・プレイベント：11月17日(土)

詳細は
あすばるHPで

女性活躍推進に向けた企業内研修支援事業

女性の登用や働きやすい職場環境の整備を進めるために、企業や団体が実施する社内研修会、意見交換会、勉強会等に講師を派遣します。是非、本事業の活用をご検討ください。

【実施期間】 平成30年4月～平成31年2月28日開催分まで

【費用等】 無料(会場費などはご負担ください)

研修内容、申込方法などの詳細はあすばるホームページをご覧ください。

ライブラリー◆緊急特集「知ってるようで知らない?セクハラ」

【会場】 あすばるライブラリー（クローバープラザ西棟2階）

男性も女性も、被害者にも加害者にもなる可能性があるセクハラ問題。誰もが「セクハラ」という言葉を知っている現在でも、なぜ問題は起こってしまうのでしょうか。

当事者にならないための第一歩は、まず「知る」ことから。職場や学校での豊富な実例と対策などが掲載された本やDVDをもとに、セクハラについて「正しく知る」特集です。

福岡県あすばる女性相談ホットライン

専用電話 **092-584-1266**

相談は無料
秘密厳守です

電話総合相談
9:00～17:00

女性相談員が対応します

※8月13～15日、及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

※金曜日（祝日を除く）は、18:00～20:30も相談できます

専門の対面相談
13:00～16:00

電話予約が必要、予定は右のとおりです

※就業相談のみ10:00～12:00

| 専門相談の内容 | 6月 | 7月 |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 法律相談 弁護士（女性） | 6日、20日 (すべて水曜日) | 4日、18日 (すべて水曜日) |
| こころの健康相談 臨床心理士（女性） | 14日(木) | 12日(木) |
| 暴力に悩む女性の相談 臨床心理士（女性） | 7日、21日 (すべて水曜日) | 5日、19日 (全て木曜日) |
| 就業援助相談 福岡労働者支援事務所 就業アドバイザー（女性） | 27日(水) | 25日(水) |

福岡県内の相談窓口

| 福岡県配偶者からの暴力相談電話 | 各地区配偶者暴力相談支援センター | | 田川 | 0947-42-4850 |
|---|------------------|------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| | 092-663-8724 | 筑紫 | 092-584-0052 | 北筑後 |
| 粕屋 | | 092-939-0511 | 南筑後 | 0943-23-7520 0944-73-3200 |
| 糸島 | | 092-323-0061 | 京築 | 0930-23-2460 |
| 宗像 ・遠賀 | | 093-201-2820 0940-37-2880 | 月～金 8:30～17:15 すべて土日祝日・年末年始は除く | |
| 嘉穂 ・鞍手 | | 0949-22-4070 0948-29-0071 | | |
| 月～金 17:00～24:00 土日祝 9:00～24:00 ※年末年始は除く | | | | |

| | |
|---|--------------|
| 北九州市配偶者暴力相談支援センター | 093-591-1126 |
| 火～金 10:00～20:00 (木は不定期で10:00～17:00の場合あり) | |
| 土・日 10:00～17:00 ※祝日・年末年始は除く | |

| | |
|---------------------------|--------------|
| 福岡市配偶者暴力相談支援センター | 092-711-7030 |
| 月・水・木・金 10:00～17:00 | |
| 火 10:00～20:00 ※祝日・年末年始は除く | |

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください

男性DV被害者のための相談ホットライン

092-571-1462

受付時間 毎週水・木 17:00～20:00

毎週金 12:00～16:00

※祝日・年末年始は除く。来所相談は要予約

LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

080-2701-5461

受付時間 第2火曜日 12:00～16:00

第4火曜日 17:00～20:00

※祝日・年末年始は除く。来所相談は要予約

福岡県からのお知らせ

第17回福岡県男女共同参画表彰 候補者募集

男女共同参画の推進を実践的・先駆的に取り組まれている県民(個人)や団体、企業を広く紹介するため、具体的な活動内容に着目し、右の3部門で表彰します。

表彰式は11月24日(土)、県の男女共同参画の日に行います。

候補者の推薦は、自薦・他薦を問いません。

皆さまからの積極的なご推薦をお待ちしております。

☛推薦書等送付・問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3391 FAX 092-643-3392 E-mail danjo@pref.fukuoka.lg.jp

URL(募集要領、推薦書等詳細はこちらに掲載) <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/danjohyoushou.html>

☛表彰部門 ※各部門の対象など詳細は、募集要領や県ホームページ等をご参照ください。

- ・社会における女性の活躍推進部門
- ・困難な状況にある女性の自立支援部門
- ・女性の先駆的活動部門

☛応募期限 6月11日(月)(当日消印有効)

☛推薦書配架場所

県内の県民情報コーナー、県男女共同参画推進課、市町村男女共同参画担当課、県内の男女共同参画センター



QRコードからURLを読み取れます。

